

平成18年12月20日
沖縄行政評価事務所
あじかわ ひろし
(所長 安治川 博)

「鉱山保安等に関する行政評価・監視」結果

〈調査結果に基づく改善通知〉

「行政評価・監視」は、総務省が行う評価活動の一つで、行政の運営全般を対象として、主として合规性、適正性等の観点から評価を行い、行政運営の改善を推進するものです。

本行政評価・監視は、総務省沖縄行政評価事務所が独自に企画し、平成18年8月～11月にかけて県内鉱山における自主保安や安全対策の実施状況等を実地に調査した結果に基づき、那覇産業保安監督事務所及び沖縄総合事務局に対して平成18年12月20日に改善意見を通知するものです。

〈本件照会先〉

第1評価監視官室

評価監視官：松元 博文

電話：(098)－866－0154

概略

背景

坑内掘り石炭鉱山の大幅な減少や保安水準の向上など鉱山保安を巡る状況の変化を踏まえ、国の関与の在り方を見直し、民間の自主性を活かした保安確保への取り組みを可能とするために

改正鉱山保安法が平成17年4月に施行

改正内容

鉱業権者が行う保安上の危険の把握とこれに対する対策の実施・見直し(リスクマネジメント)を促し、鉱山に応じた、適切かつ確実に保安を確保させるための制度を新たに導入

行政評価・監視の実施

調査の結果に基づき、以下の点について改善意見を通知

- 1 鉱山における自主保安の推進
- 2 鉱山における安全対策の実施状況
- 3 監督事務所による立入検査の的確な実施
- 4 休止鉱山に係る各種手続きの励行の確保

沖縄県の鉱山の特色

- 県内で稼働している鉱山は90鉱山であり、鉱山労働者9人以下の小規模鉱山が多い(全体の82%:平成17年12月末現在)。また、本業の建設業等との兼業により不定期操業となっている鉱山が多いのが特色。

視点

自主保安は適正に実施されているか？

法改正の趣旨は事業者に浸透しているか？

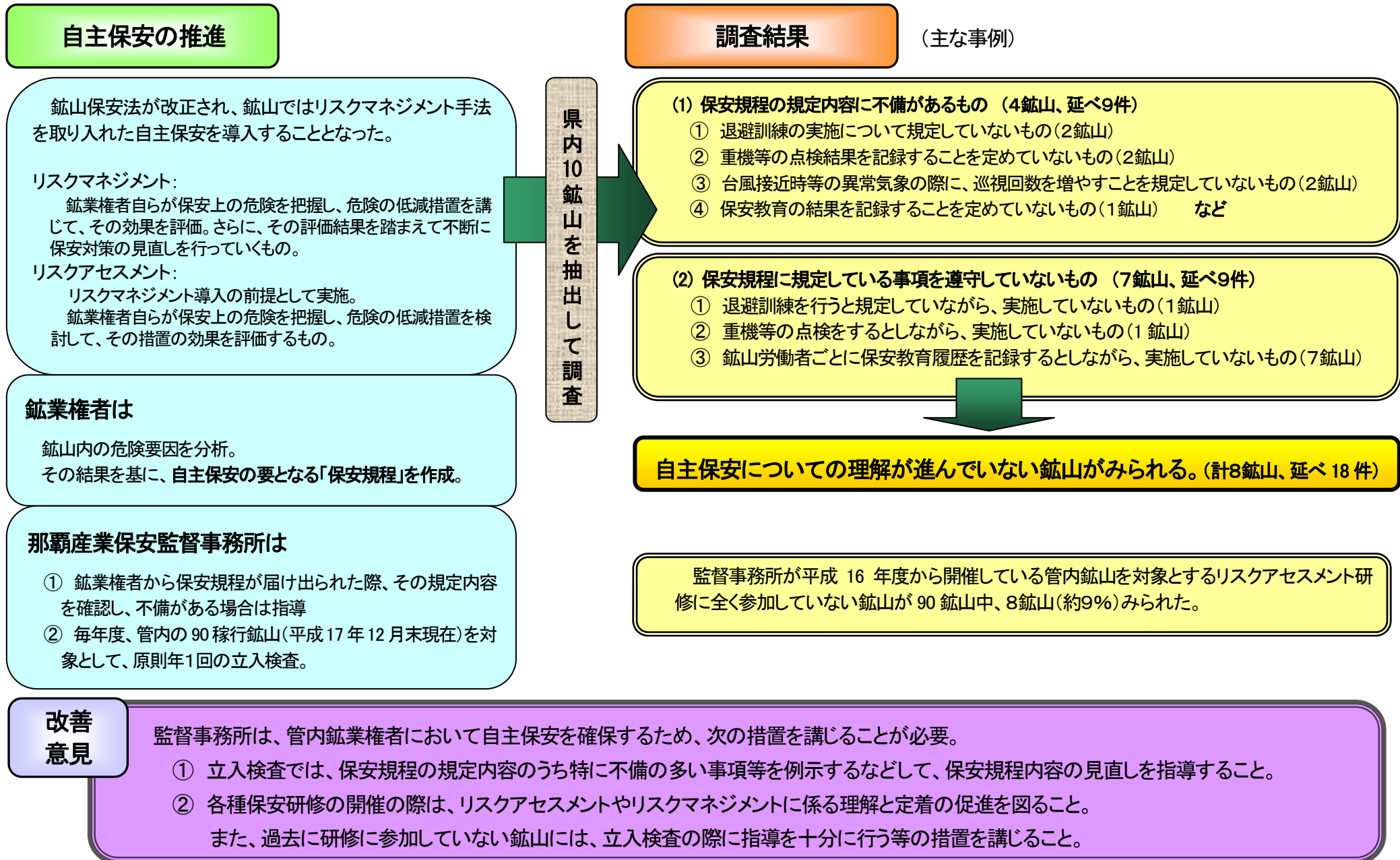
調査

調査期間:平成18年8月～11月

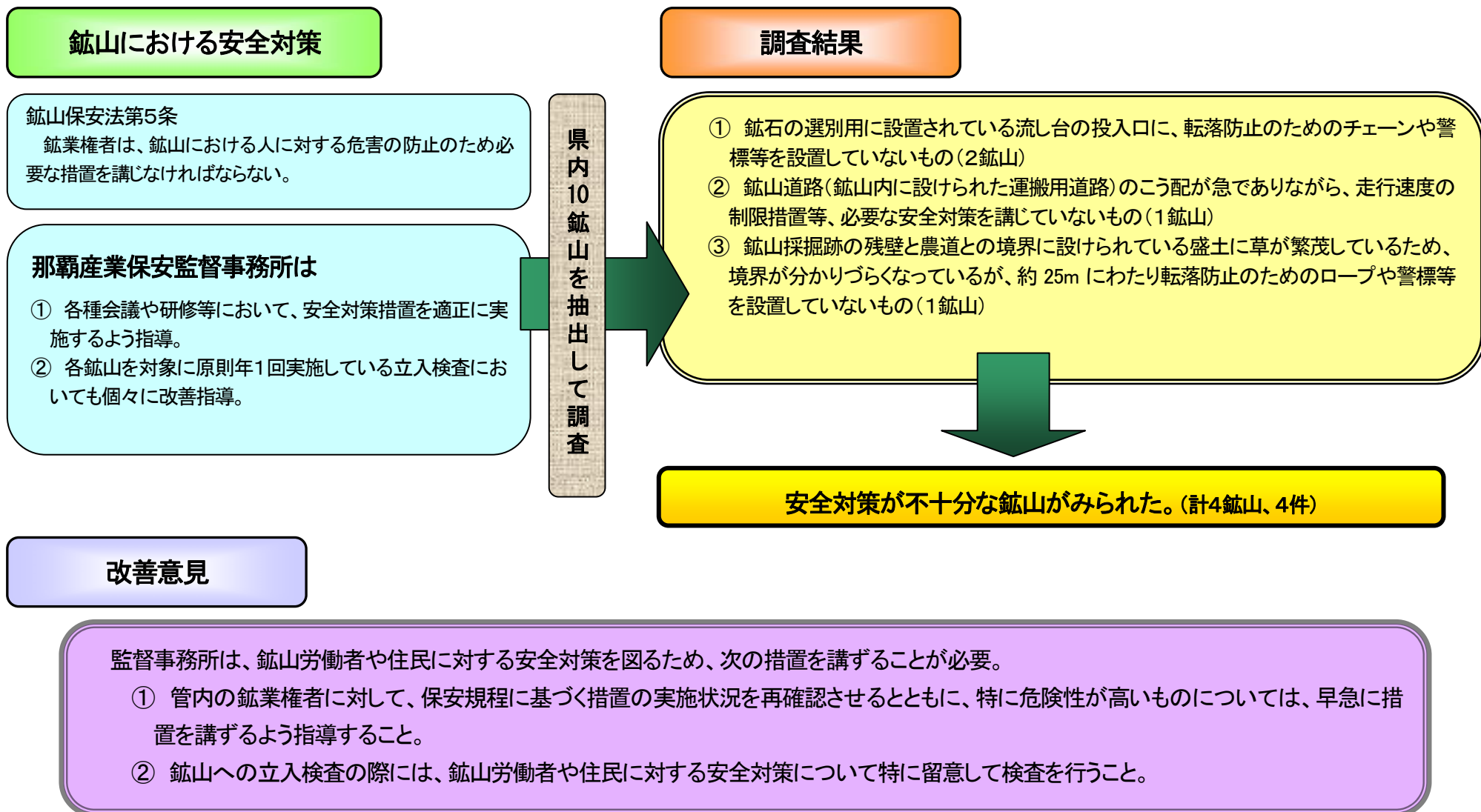
通知先:項目1～3 那覇産業保安監督事務所
項目4 沖縄総合事務局(経済産業部)

通知日:平成18年12月20日

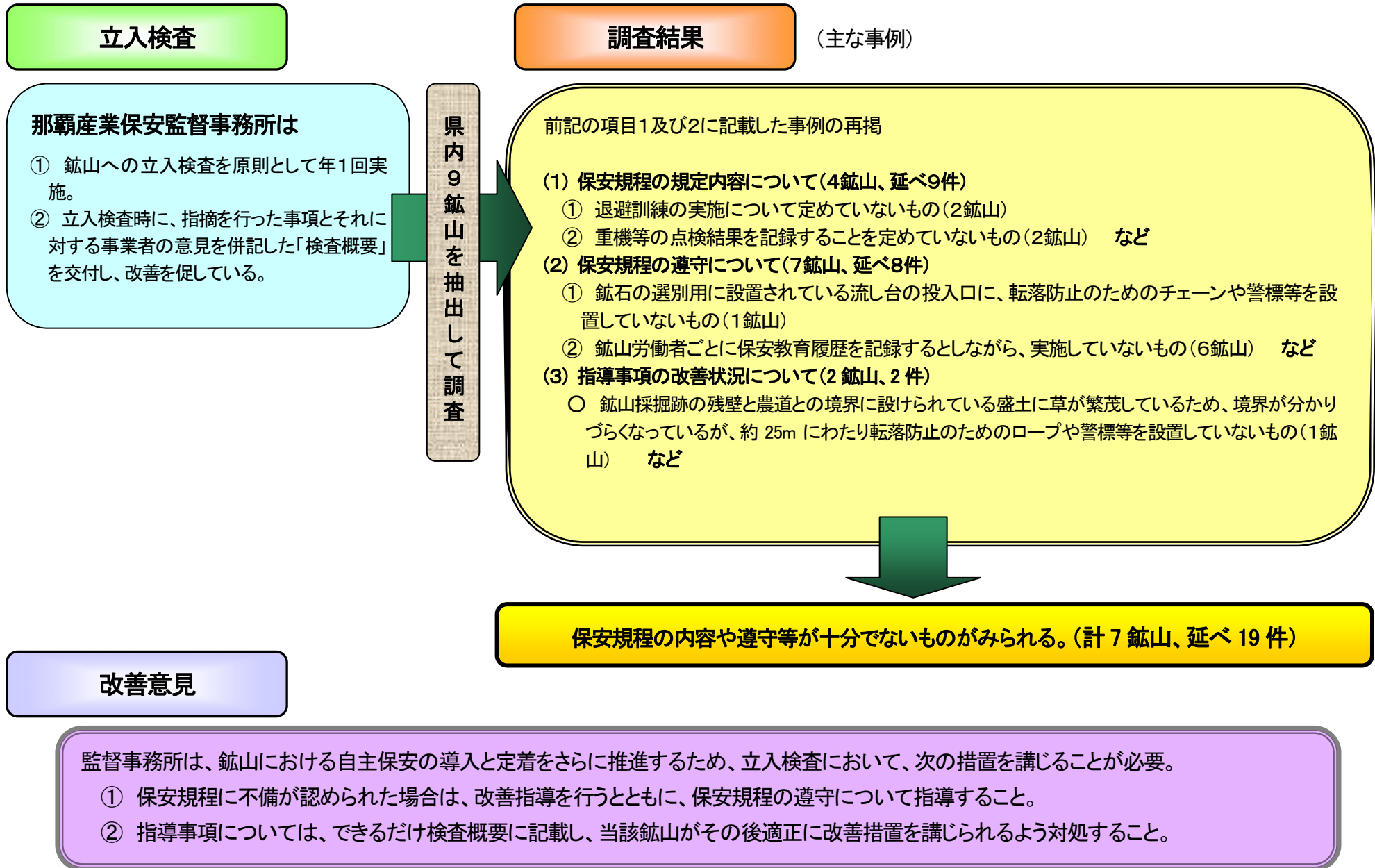
1 鉱山における自主保安の推進



2 鉱山における安全対策の実施状況



3 監督事務所による立入検査の的確な実施



4 休止鉱山に係る各種手続きの励行の確保

休止鉱山の管理

沖縄総合事務局は、鉱業法に基づき、事業休止の認可等を行っている。
同局のデータでは、平成 18 年4月1日現在、休止鉱山は 46 鉱山。

鉱業権者は

鉱業法第 62 条(事業着手の義務)

- ・ 鉱業権の設定等の日から6か月以内に事業着手しなければならない。
- ・ 1年以上事業を休止しようとするときは、期間を定め沖縄総合事務局長の認可を受けなければならない。

※ 事業休止の認可の期間は、最大2年間。
2年を超えて休止する場合 → 再度、事業休止の認可申請が必要

県内 9 休止鉱山を抽出して調査

調査結果

事業休止の認可手続きの励行状況について確認したところ、十分な確認体制を整えていなかったため、次のとおり、事業休止の認可期間満了後、手続きがとられないまま相当な期間が経過しているものあり。

事業休止の認可期間満了(平成 14 年)から約4年間過ぎているもの及び満了(平成 15 年)から約3年間過ぎているもの(計2鉱山)

休止鉱山について、認可期間満了後の手続きの励行が不十分である。(2鉱山)

改善意見

事業休止の認可申請が確実に励行されない場合、鉱業法における事業の稼行の義務を怠ることとなり、鉱業の健全な発展に支障が生じることも懸念されることから、沖縄総合事務局は、次の措置を講じることが必要。

- ① 管内の休止鉱山については、事業休止の認可期間の満了状況等を確認し、すでに認可期間を満了しているものについては、早急に、必要な手続きを行わせること。
- ② 事業休止の認可期間が満了する休止鉱山について、必要な手続きの励行状況をフォローできる仕組みを設けること。